平成２４年（フ）第３５１号
鹿児島県鹿児島市武岡３丁目５番地10
破産者　山下　文子
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２４４３号
札幌市手稲区手稲本町３条２丁目２番１号　グリーンハイム202号
破産者　稲場　ミヱ（旧姓岩崎）
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８５６号
札幌市厚別区厚別東３条７丁目13番15号
破産者　佐藤寿美義
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０２１号
札幌市北区新琴似６条１丁目６番１号　大北マンション12号
破産者　深津　康仁
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８０８号
札幌市東区北23条東18丁目２番３号　コルメナ元町301号
破産者　浅井とも子（旧姓佐々木）
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８７２号
札幌市南区川沿15条２丁目９番８号　藤マンション101号
破産者　和田　美春（旧姓岩本）
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１９号
青森県八戸市大字沢里字休場８番地１　セジュール沢里Ⅱ103号室、前住所青森県八戸市旭ケ丘１丁目２番地　県営住宅15―３
破産者　北爪　光江（旧姓上村）
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第７０号
宮城県黒川郡富谷町東向陽台３丁目14番17号、住民票上の住所仙台市宮城野区福室字弁当二番25番地の１
破産者　太田　浩光
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１２７号
仙台市太白区郡山字穴田東15番地の３
破産者　菅井真理子（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５１３号
宮城県黒川郡大和町吉岡南３丁目１番地の８　グラン・シャルムＡ102
破産者　阿部　浩典
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１２６号
山形県寒河江市緑町35―５　渡辺コーポ101号室、住民票上の住所東京都墨田区八広１丁目34番16号
破産者　小島　　実
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２２６号
埼玉県東松山市箭弓町２丁目８番42号　あるゾウパレス箭弓町303号室
破産者　山越　光昭
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２６０号
埼玉県深谷市緑ケ丘26番地３　第一みどりケ丘ハイツ202号
破産者　遠藤　和久
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１８１号
千葉県旭市蛇園3644番地、住民票上の住所東京都日野市日野本町７丁目５番地の８　アクアプラネット201
破産者　浪川　憲司
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第２５３号
川崎市宮前区有馬７丁目８番23―309号
破産者　山口　博臣
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４６８号
川崎市川崎区渡田向町７番２―206号　レオパレスウインドミル、前住所兵庫県尼崎市西本町３丁目15番地　レオパレス西本町206号
破産者　田熊　克己
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４８２号
川崎市川崎区宮前町９番１―202号　カトウビル、前住所川崎市川崎区渡田新町３丁目７番10号
破産者　西野　一夫
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２３４号
長野市松代町岩野758番地の３
破産者　酒井　邦**幸**
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９４号
長野市里島27番地２　タウンコートいずみＢ棟102号
破産者　佐々木まゆ美
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係